

「長野県市長会慶弔見舞等の基準」の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

長野県市長会の慶弔見舞等について、平成19年4月1日の改正地方自治法の施行により廃止となった収入役について、現職に係る部分の削除を行い、整合を図る。

2 改正の内容

慶弔見舞等のうち、現職収入役に係る部分を削除する。

3 施行年月日

平成26年2月4日

長野県市長会慶弔見舞等の基準の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(昭和54年 4月 1日適用) (平成 7年 2月15日適用) (平成13年 7月19日適用) (平成18年 9月12日適用) (平成19年 4月 1日適用) (平成26年 2月 4日適用)	(昭和54年 4月 1日適用) (平成 7年 2月15日適用) (平成13年 7月19日適用) (平成18年 9月12日適用) (平成19年 4月 1日適用)
1 市長(略)	1 市長(略)
2 副市長・助役・収入役 死亡 現職 副市長 香典3万円、供花、弔電 副市長の親族(配偶者、直系一親等) 弔電 叙勲等(略)	2 副市長・助役・収入役 死亡 現職 副市長 香典3万円、供花、弔電 収入役 香典1万円、供花、弔電 副市長・収入役の親族(配偶者、直系一親等) 弔電 叙勲等(略)
3 その他(略)	3 その他(略)

長野県市長会慶弔見舞等の基準

(昭和54年 4月 1日適用)
 (平成 7年 2月 15日適用)
 (平成13年 7月 19日適用)
 (平成13年11月 8日適用)
 (平成18年 9月 12日適用)
 (平成19年 4月 1日適用)
 (平成26年 2月 4日適用)

1 市長

就任 祝電

叙勲等 祝電 (現職、前・元市長)

退職 餞別 5万円

傷病 見舞金 2万円

(1ヶ月以上病床にある場合、その他重症の場合)

死亡 現職 市長 香典5万円、供花(1万円程度)、弔電
 市長親族(配偶者、直系一親等(血族)) 香典1万円、弔電
 (直系一親等(姻族)) 弔電

前・元 市長 香典2万円、供花、弔電

2 副市長・助役・収入役

死亡 現職 副市長 香典3万円、供花、弔電

副市長の親族(配偶者、直系一親等) 弔電

前・元 副市長・助役・収入役 当該市からの連絡を受けた場合 弔電

叙勲等 祝電 (現職、前・元副市長・助役・収入役)

3 その他

この基準によるもののほか、災害見舞、各種行事への祝儀等、特別の事情があるときは、その都度 会長の判断により対応することとする。